

岡山市地域防災計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果及び対応方針について

令和5年3月15日から令和5年4月17日まで岡山市地域防災計画の修正に係るパブリックコメントを実施しました。いただいたご意見の要旨及びそれに対する本市の対応方針を、以下のとおりまとめましたので公表いたします。

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
1	風水害等対策編	1部2章2節5	P9	③国道交通省管理⇒③国土交通省管理	ご指摘の通り修正いたします。	
2	風水害等対策編	1部4章1節	P23	※平年値の統計期間は1981年～2020年である。⇒平年値の統計期間は1991年～2020年である。	ご指摘の通り修正いたします。	
3	風水害等対策編	2部3章3節	P52	1 土砂災害警戒情報の修正 大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、 ⇒ 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、	ご指摘の通り修正いたします。	
4	風水害等対策編	2部3章4節	P55	(1) 洪水予報 [県・中国地方整備局]⇒ [県・中国地方整備局・岡山地方気象台]	ご指摘の通り修正いたします。	
5	風水害等対策編	2部3章4節	P56	市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。 ⇒市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。	ご指摘の通り修正いたします。	
6	風水害等対策編	2部3章5節2項	P59	岡山地方気象台 ・高潮・津波に関する水防警報の発表⇒・高潮に関する防災気象情報、津波警報等の発表	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
7	風水害等対策編	2部6章2節	P113	<p>○防災教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自身の備蓄の推進は必要なことであるが、現在の実施状況においては家庭内で子どもたちに伝えるには限界がある。たとえば、県立高校では校内での被災を想定し、生徒に備蓄食品を購入させ、中身を確認させている。給食時に備蓄品を提供される程度では、自らが備蓄する考えにつながりにくい。 ・帰宅困難者の子どもたちも帰宅困難となる可能性があるので、学童クラブの児童や支援員に対し、施設でとどまる場合に備えた災害備蓄品の準備のための補助を、市営クラブだけでなく公設民営（運営委員会方式）のクラブにも公平に行ってもらいたい。 ・岡山市栄養改善協議会は、家庭内備蓄の普及啓発を行っている。 ・障害児の親の会、食物アレルギー児の親の会など、要配慮者に関わる団体とも連携した防災教育が必要なのではないか。 ・岡山県栄養士会は災害支援チーム（JDA-DAT）を設立し、赤ちゃん防災プロジェクトを行っている。乳幼児を育てる保護者に対する普及啓発資材の提供を受けてはどうか。 	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
8	風水害等対策編	2部3章5節	P59	<p>(1) 水防警報 [県・岡山地方気象台]⇒ [県]</p>	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
9	風水害等対策編	2部6章3節	P119	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会に加入しない世帯が増えている中、垂直避難可能なマンション単位での組織化や訓練の推進、そのための支援充実をお願いしたい。 ・単位町内会で自主防災組織を組織した場合、利用可能な避難場所が公園内の公会堂である場合もある。備蓄倉庫設置のための公園建蔽率変更など柔軟な対応をお願いしたい。また、避難場所のバリアフリー化についても推進をお願いしたい。 	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
10	風水害等対策編	3部3章1節2項	P159	県（備前県民局） ・特別警戒水位情報等の発表 ⇒ ・特別警戒水位（ 氾濫危険水位 ）情報等の発表	ご指摘の通り修正いたします。	
11	風水害等対策編	3部3章1節2項	P159	岡山地方気象台 ・特別警戒水位情報等の発表 ・水防警報の発表 ⇒ ・ 防災気象情報の発表	ご指摘の通り修正いたします。	
12	風水害等対策編	3部3章1節2項	P159	中国地方整備局 ・特別警戒水位情報等の発表 ⇒ ・特別警戒水位（ 氾濫危険水位 ）情報等の発表	ご指摘の通り修正いたします。	
13	風水害等対策編	3部3章1節	P159	1) 特別警報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
14	風水害等対策編	3部3章1節	P160	2) 気象警報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
15	風水害等対策編	3部3章1節	P160	3) 気象注意報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
16	風水害等対策編	3部3章1節	P160	4) 気象情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
17	風水害等対策編	3部3章1節	P160	5) 土砂災害警戒情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
18	風水害等対策編	3部3章1節	P160	6) 記録的短時間大雨情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
19	風水害等対策編	3部3章1節	P160	7) 竜巻注意情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
20	風水害等対策編	3部3章1節	P161	8) 大雨・洪水警報の危険度分布等を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
21	風水害等対策編	3部3章1節	P162	大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている ⇒大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている	ご指摘の通り修正いたします。	
22	風水害等対策編	3部3章1節	P162	氾濫発生情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
23	風水害等対策編	3部3章1節	P162	氾濫危険情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
24	風水害等対策編	3部3章1節	P162	氾濫警戒情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
25	風水害等対策編	3部3章1節	P163	氾濫注意情報の説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
26	風水害等対策編	3部3章1節	P163	(2) 特別警戒水位(氾濫危険水位)情報説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
27	風水害等対策編	3部3章1節	P163	(3) 水防警報説明を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
28	風水害等対策編	3部3章2節2項	P164	県 ・洪水予報の伝達⇒・洪水予報の 発表	ご指摘の通り修正いたします。	
29	風水害等対策編	3部3章2節2項	P164	中国地方整備局 ・土砂災害警戒情報の伝達⇒削除	ご指摘の通り修正いたします。	
30	風水害等対策編	3部3章2節2項	P164	海上保安庁(水島海上保安部・玉野海上保安部) ・防災気象情報の伝達・土砂災害警戒情報の伝達⇒削除	ご指摘の通り修正いたします。	
31	風水害等対策編	3部3章2節2項	P164	JR西日本(岡山支社) ・防災気象情報の伝達・土砂災害警戒情報の伝達⇒削除	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
32	風水害等対策編	3部3章2節	P164～165	[市・県・県警察・岡山地方気象台・中国地方整備局・自衛隊・海上保安庁・NTT西日本・JR西日本・NHK岡山放送局・各民間放送会社・報道機関] ⇒ [市・県・県警察・岡山地方気象台・中国地方整備局・自衛隊・第六管区海上保安本部・NTT西日本・NHK岡山放送局]	ご指摘の通り修正いたします。	
33	風水害等対策編	3部3章2節	P165	基本系統図をNo.31に合わせて修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添2
34	風水害等対策編	3部3章2節	P166	[市・県・県警察・岡山地方気象台・中国地方整備局・自衛隊・海上保安庁・JR西日本・NHK岡山放送局] ⇒ [市・県・県警察・岡山地方気象台・自衛隊・NHK岡山放送局]	ご指摘の通り修正いたします。	
35	風水害等対策編	3部3章2節	P166	土砂災害警戒情報の伝達系統図をNo.33に合わせ修正	ご指摘のとおり修正いたします。	別添3
36	風水害等対策編	3部3章2節	P167	洪水予報通報伝達系統図を「洪水予報伝達系統（岡山県地域防災計画P124～128）」を参考に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添4
37	風水害等対策編	3部5章2節	P197	警戒レベル4 ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の見込まれる場合⇒ ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達場合⇒■氾濫危険水位に到達した場合	ご指摘の通り修正いたします。	
38	風水害等対策編	3部5章2節	P198	警戒レベル3 更に「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」（うす紫色）への到達が見込まれる場合。⇒更に「非常に危険【警戒レベル4相当】」（紫色）への到達が見込まれる場合。	ご指摘の通り修正いたします。	
39	風水害等対策編	3部5章2節	P198	警戒レベル4 ■岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」（うす紫色）に達し、 ⇒■岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「非常に危険【警戒レベル4相当】」（紫色）に達し、	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
40	風水害等対策編	3部5章2節	P198	警戒レベル5 ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「土砂災害の発生の恐れ」（濃い紫色）に達している場合。⇒■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「災害切迫【警戒レベル5相当】」（黒）に達している場合。	ご指摘の通り修正いたします。	
41	風水害等対策編	3部5章2節	P199	また、避難指示の発令と同時に避難場場所を開設する。⇒また、避難指示の発令と同時に避難場場所を開設する。	ご指摘の通り修正いたします。	
42	風水害等対策編	3部5章3節	P214	・支援物資に嚙下困難者のためのとろみ剤、普通の食事が出来ない人の代替食等が含まれていた場合、適切に供給が行われるよう、専門知識を持つもの（管理栄養士）の助言を受ける体制を整えてほしい。	ご意見を踏まえ、3部第5章第3節第2項の【主な実施内容】に②として「市は必要に応じて専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け、適切に食料の供給を行う」を追記します。	
43	風水害等対策編	3部5章3節	P214	・風水害等対策編、地震・津波災害対策編の両方に食糧の供給、食糧の供給計画がありますが、要支援者、災害弱者の対しての食支援はどう考えておられますか？アレルギー、ハラルなど食に対しての支援が必要と考えています。また、その他事業者・団体等に岡山県栄養士会自体載っておりません。 ・（公社）岡山県栄養士会では、災害支援チームJDA-DAT岡山（日本栄養士会のJDA-DATリーダー研修を受けたもの）とJDA-DAT岡山スタッフ（岡山県栄養士会が行う災害支援研修を受講したもの）で災害支援に対応しています。要支援者に対して特殊栄養食品ステーションを設置し、アレルギー対応食や嚙下に問題のある方の食べやすい食品など人とモノを繋ぐ対応を致します。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
44	風水害等対策編	3部5章3節	P215	・指定職員が食料を避難者に供給する際、普通の食事が出来ない人への対応がスムーズに行えるよう、避難者名簿においては配慮が必要な人を把握できるようにしておく必要があるのではないか。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
45	風水害等対策編	3部5章3節	P216	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に婦人会とあるが、食品衛生や栄養バランスに配慮した食事について養成講座を受けた栄養改善協議会のほうが望ましいのではないか。 ・学校の給食施設を利用とあるが、平時から給食施設内を自主防災組織等に見せてもらいたい。 ・学校の給食施設を利用する判断を誰が行うのか記載されていない。 	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
46	風水害等対策編	3部5章3節	P216	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊に炊き出し等について応援要請する場合、食材の確保や献立作成は依頼自治体（市）が担うこととなるのではないか。 	市でも担いますが、市が自ら担うことが困難な場合に、他市町村又は県へ応援を要請し、県が自ら実施することが困難な場合には自衛隊等に応援を要請します。	
47	風水害等対策編	3部5章3節	P216	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに用いる食材の確保は市が行う想定なのか。ラップは給食施設のものを使用する想定か。 	ラップは給食施設のものを使用する想定ですが、不足した場合は市が準備（関係機関からの協力も含む）します。	
48	風水害等対策編	3部8章	P216	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しにおいては、食中毒予防だけでなく食物アレルギーに対する配慮も必要である。そのためには、専門知識を持つ者（管理栄養士）の助言が必要ではないか。 	ご意見を踏まえ、3部第5章第3節第3項6(2)に「食物アレルギー等の専門知識を持つ者（管理栄養士等）の協力応援」を追記します。	
49	風水害等対策編	3部5章5節	P223	<ul style="list-style-type: none"> ・第5－1の食料・生活必需品の確保計画の中に、高齢者用の軟菜などは考慮されませんか？また、カセットコンロガスはありますが、大きいやかんや鍋などは準備されませんか？ ・岡山県とは災害に関して協定を結んでいますが、岡山市では今後検討されますでしょうか？単にボランティア活動では継続はできません。対応にかかった経費などのこともありますので協定についても内容の検討もお願いしたいと思います。 	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
50	風水害等対策編	3部8章	P262	・炊き出し、避難所巡回においても専門職能団体の協力が得られるように体制をもらいたい。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
51	風水害等対策編	3部21章	P346	・避難者の体調管理のためには栄養バランスのよい食事の提供が必要。栄養バランスに配慮された弁当の提供体制を整えてほしい。地震・津波災害対策編においても必要ではないか。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
52	風水害等対策編	全体	-	県の保健福祉部が 保健医療部と子ども福祉部に分かれており、事務分担を確認して修正	ご指摘の通り修正いたします。	
53	地震・津波災害対策編	1部4章1節	P20	※平年値の統計期間は 1981年 ～2020年である。⇒平年値の統計期間は 1991年 ～2020年である。	ご指摘の通り修正いたします。	
54	地震・津波災害対策編	1部5章1節	P23	これを契機として、国の地震調査委員会から（略）発表され、（略）発生確率等が公表された。⇒ 一方 、国の地震調査委員会からは（略）発表されて おり 、（略）発生確率等が公表されている。	ご指摘の通り修正いたします。	
55	地震・津波災害対策編	1部5章2節	P24、25	那岐山断層帯 M7.6 ⇒ M7.3	ご指摘の通り修正いたします。	
56	地震・津波災害対策編	1部5章2節	P25	注1 断層名欄の※は主要活断層 （長者ヶ原－芳井断層」「鹿野－吉岡断層」「宍道断層」は、平成28年の「中国地方の地域評価」より後に追加された）ため、当時の資料であることが分かるように修正	ご指摘の通り修正いたします。	
57	地震・津波災害対策編	1部5章2節	P26	地震がもたらす揺れの大きさ（震度）⇒地震がもたらす揺れの 強さ （震度）	ご指摘の通り修正いたします。	
58	地震・津波災害対策編	1部6章1節	P29	重要性が改めて認識されとなった。⇒重要性が改めて認識される こと となった	ご指摘の通り修正いたします。	
59	地震・津波災害対策編	1部6章5節	P31	※津波高 さ は、⇒※津波高は、	ご指摘の通り修正いたします。	
60	地震・津波災害対策編	1部6章6節	P32	建物被害（住家） 書式を修正	ご指摘の通り修正いたします。	
61	地震・津波災害対策編	2部3章2節	P118	関係機関【ダム】 中国電力ネットワーク株式会社⇒削除	ご指摘の通り修正いたします。	
62	地震・津波災害対策編	2部3章2節	P121	5 ダム [県・中国電力株式会社 及び中国電力ネットワーク株式会社] ⇒ [県・中国電力株式会社]	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
63	地震・津波災害対策編	2部3章3節	P128	5 電気施設 [中国電力ネットワーク株式会社（岡山・岡山東・倉敷ネットワークセンター）] ⇒ [中国電力株式会社、中国ネットワーク株式会社]	ご指摘の通り修正いたします。	
64	地震・津波災害対策編	3部1章1節	P157	・災害応急活動体制について、配備基準を4段階に分けて体制を整備する計画だが、南海トラフの北限で発生した場合、震度6弱では収まらず、震度7強になる可能性が大きいことから、5段階に組み替えて体制を計画すべきと考えます。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
65	地震・津波災害対策編	3部1章2節	P162	岡山気象台⇒岡山地方気象台	ご指摘の通り修正いたします。	
66	地震・津波災害対策編	3部1章2節	P162	緊急地震速報（警報）に長周期地震動の内容を加筆	ご指摘の通り修正いたします。	
67	地震・津波災害対策編	3部1章2節	P162	(3) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
68	地震・津波災害対策編	3部1章2節	P163	(4) 津波情報を気象庁の標準的な表現に修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添1
69	地震・津波災害対策編	3部1章6節	P174	強い揺れ（震度4以上）⇒強い揺れ（震度4程度以上）	ご指摘の通り修正いたします。	
70	地震・津波災害対策編	3部2章2 - 1節	P184	(略) 町内会ごと等の集団で避難を行うよう努める。⇒(略) 町内会ごと等、漏れが無いよう留意した避難に努める	ご指摘の通り修正いたします。	
71	地震・津波災害対策編	3部2章4節	P195	・指定職員が食料を避難者に供給する際、普通の食事が出来ない人への対応がスムーズに行えるよう、避難者名簿においては配慮が必要な人が把握できるようにしておく必要があるのではないか。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
72	地震・津波災害対策編	3部2章4節	P196	・支援物資に嚙下困難者のためのとろみ剤、普通の食事が出来ない人の代替食等が含まれていた場合、適切に供給が行われるよう、専門知識を持つもの（管理栄養士）の助言を受ける体制を整えてほしい。	ご意見を踏まえ、3部第2章第4節第3項(1)の⑥に「市は、必要に応じて専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け適切に食料を供給する」を追記します。	

No	該当箇所・ページ		ご意見	対応方針	別添 修正案	
73	地震・津波災害対策編	3部2章4節	P197	・普通の食事が出来ない人の代替食の検討、特別食の調達等、栄養・食生活全般に対する支援として、岡山県栄養士会（JDA-DAT）は、特殊栄養ステーションを設置した実績がある。岡山市においても栄養士会との協力協定を結ぶべきではないか。また、風水害等対策編においても、このことの記載は必要で、いずれの対策編においても市も担うべき役割とするべきではないか。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
74	地震・津波災害対策編	3部3章2節	P233他	岡山県警備業協会⇒一般社団法人岡山県警備業協会	ご指摘の通り修正いたします。	
75	地震・津波災害対策編	3部4章6-3節	P265	・炊き出し、避難所巡回においても専門職能団体の協力が得られるように体制をもらいたい。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
76	地震・津波災害対策編	5部1章1節	P306	① この計画は、岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。⇒① この計画は、岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第5部として作成する。	ご指摘の通り修正いたします。	
77	地震・津波災害対策編	5部1章3節	P308	したがって、地震の強振動による建物被害（略）⇒したがって、地震の強震動による建物被害（略）	ご指摘の通り修正いたします。	
78	地震・津波災害対策編	5部3章1節	P311	岡山气象台⇒岡山地方气象台	ご指摘の通り修正いたします。	
79	地震・津波災害対策編	5部3章1節	P312	[市・県・岡山气象台・その他関係機関・住民] ⇒ [市・県・岡山地方气象台・その他関係機関・住民]	ご指摘の通り修正いたします。	
80	地震・津波災害対策編	5部3章2節	P318	[市・県・岡山气象台・その他関係機関・住民] ⇒ [市・県・岡山地方气象台・その他関係機関・住民]	ご指摘の通り修正いたします。	
81	地震・津波災害対策編	5部4章3節	P320	基本的に气象台から津波警報等が発表された場合は、⇒基本的に气象台から大津波警報、津波警報が発表された場合は、	ご指摘の通り修正いたします。	
82	地震・津波災害対策編	5部5章1節	P328	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された⇒南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
83	地震・津波災害復旧・復興計画	4部第1章第1節	P284	<p>近年起こった阪神・淡路大震災、東日本大震災などの被災状況を見ると、ひとたび大規模地震が起これしまうと、家屋の倒壊だけでなく、道路・鉄道・水道・電気等の寸断などが発生し、長期間に渡り都市全体の機能が失われることは避けることができないと思慮します。</p> <p>このため、大規模地震への備えとしては、防災・減災対策、応急対策等の初動体制整備は当然のことながら、円滑な都市の復旧・復興への事前準備が大変重要であると考えます。</p> <p>このことに関して、計画書において、復旧・復興計画の章を設け、基本的方針や復旧・復興の考え方、役割分担などが記載されていることは意義深いものの、具体的かつ詳細な復興体制（役割）や手順（順序や期間）等が記載されていない（または、記載が不足している）ように思います。</p> <p>大規模災害が発生すると、住民だけでなく行政職員も大混乱することが予想され、想定以上に復旧・復興に時間を費やし、結果として、我々住民が日常生活に戻るまでに多大な時間がかかってしまうことを危惧します。</p> <p>このことから、大規模地震が発生した際に、応急対策とあわせて一刻も早く都市の復旧・復興に着手できるよう、具体的かつ詳細な体制や手順などを事前に決めておき、それらを計画書に記載すべきではないでしょうか。</p>	ご意見を踏まえ、事前復興計画の策定について検討し、策定してまいります。	
84	全体	-	-	文面が全体的に長い。関係機関の役割が市と重複している部分もあり読みづらい。もっとシンプルにできないか。	ご指摘の通り集約、簡素化すべき部分は整理いたします。	
85	資料編	第13	P13-5	短時間豪雨⇒短時間 強雨	ご指摘の通り修正いたします。	
86	資料編	第13	P13-15	想定最大規⇒想定最大規模	ご指摘の通り修正いたします。	
87	資料編	第13	P13-38	☒ 「水色線：現況水位」を 追加	ご指摘の通り修正いたします。	
88	資料編	第13	P13-41	警戒レベルと警戒レベル相当情報図の 更新	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
89	資料編	第13	P13-42	防災情報体系図の削除	ご指摘の通り修正いたします。	
90	資料編	第13	P13-48,55	旭川（上流）⇒旭川中流部	ご指摘の通り修正いたします。	
91	資料編	第13	P13-49,56	足守川、笹ヶ瀬川、砂川（一宮）⇒笹ヶ瀬、足守川の一部	ご指摘の通り修正いたします。	
92	資料編	第13	P13-60	緊急安全確保発令対象域…⇒避難指示等発令対象区域	ご指摘の通り修正いたします。	
93	資料編	第13	P13-63	岡山气象台（ホットライン）⇒岡山地方气象台（ホットライン）	ご指摘の通り修正いたします。	
94	資料編	第13	P13-63	「土砂災害に関する避難指示等の基準」 色の変更 ・土砂災害に嚴重警戒（警戒レベル4相当）（うす紫色）⇒非常に危険（警戒レベル4相当）紫色 ・土砂災害の発生の恐れ（濃い紫色）⇒災害切迫（警戒レベル5相当）（黒色）	ご指摘の通り修正いたします。	
95	資料編	第13	P13-64	<参考 岡山県土砂災害危険度情報>を最新のものに修正	ご指摘の通り修正いたします。	別添5
96	資料編	第13	P13-81	緊急安全確保発令対象域…⇒避難指示等発令対象区域	ご指摘の通り修正いたします。	
97	資料編	第10	P10-4	協定名、協定先の修正 中国電力⇒現 中国電力ネットワーク 中国電力株式会社倉敷営業所⇒現 中国電力ネットワーク株式会社岡山ネットワークセンター	ご指摘の通り修正いたします。	
98	資料編	第10	P10-4	変更協定日 平成26年10月8日⇒平成29年3月30日	ご指摘の通り修正いたします。	
99	資料編	第13	P13-170	[緊急時連絡先一覧] 停電・復旧作業（中国電力）などの情報⇒停電・復旧作業（中国電力ネットワーク）などの情報	ご指摘の通り修正いたします。	

No	該当箇所・ページ		ご意見	対応方針	別添 修正案
100	資料編	第13	P13-205 <ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルクの備蓄はされているが、調乳のために湯をわかす器具の確保が見受けられない。調乳においては、一定温度以上の湯で行わないと赤ちゃんの健康に影響がでるおそれがある。ぜひ考慮していただきたい。 ・哺乳瓶の備蓄量算定根拠について 衛生的に洗浄・消毒ができない環境下において一度ミルクで汚れた哺乳瓶を一日に何度も再利用することは抵抗力の低い乳児を危険にさらすことになる。乳児は月齢により哺乳回数が異なるため、哺乳回数ごとに使い捨てできるだけの備蓄をお願いしたい。 ・嚥下困難者にとって、ペットボトルの水は誤嚥を起こしやすい。とろみ剤やとろみをつけるための容器や食具の備蓄をお願いしたい。 	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。	
101	概要版	-	-	岡山市に暴風（略）、大雪のいずれかが発表。⇒岡山市に暴風（略）、大雪 警報 のいずれかが発表。	ご指摘の通り修正いたします。
102	その他	-	-	洪水・土砂災害 ハーザドマップ(令和3年12月) 隣接の市の境、北区(6・9)等で、肝心の市の境が、真っ白で表示がない。この境の市民は、一体どこへ避難すべきか。 本当に、縦割り行政の教科書である。 公式LINEの地図も白紙 ちなみに、総社市のハーザドマップは、隣接の岡山市は、きちんと識別掲載表示している。 至急、境隣接の箇所を追加配布すべき。	他市の浸水想定区域に変更があった場合等に対応できない可能性があり、誤解が生じる危険がありますので、岡山市のハザードマップでは他市の浸水想定区域をお示ししていません。
103	-	-	-	・被災者の救助・保護について、津波襲来時による道路の使用不可が予想されるため、各町内会の集会所にゴムボートと救命胴衣、ヘルメット、空気入れを常備してはどうか。	ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。

No	該当箇所・ページ			ご意見	対応方針	別添 修正案
104	-	-	-	<p>・避難情報の伝達方法について、日頃から各町内会でSNSのネットワークを構築しておくこと。アパートやコーポなどの住民は町内会に入っていないことが多い。この人々への情報伝達が重要となる。また、外国人にどうやって災害情報を伝達するかが、課題である。そのため、SNSを通して、在東京の各国大使館を経由してその国の在留国民に情報を伝達する仕組みを考えていただきたい。</p>	<p>ご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	